

川口市監査公表第16号

平成28年4月19日付で提出された住民監査請求の監査結果に基づき、平成28年6月17日付で受けた勧告に対して講じた措置について、地方自治法第242条第9項前段の規定により、市長から下記のとおり通知があったので、同項後段の規定により公表する。

平成28年7月14日

川口市監査委員 三澤 欣一  
同 星野 隆男

記

7月19日までに勧告の対象となった富沢太志議員から、次表のとおり、勧告内容に基づく返還を要する額、計1,080,000円が自主的に返還されたこと。

このことにより、富沢太志議員に対しては、市長からの返還措置を講ずる必要がなくなったこと。

(単位：円)

| 議員名   | 認定した要返還額  | 返還額       | 返還日       |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 富沢 太志 | 1,080,000 | 1,080,000 | 平成28年7月7日 |